

安全管理規程



西表島交通株式会社

制定 平成25年10月1日
改正 令和元年10月1日

目次

第1章 総 則

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に従事する以下の部門に適用する。

- (1)経営管理部門(社長、取締役を含む)
- (2)運輸部門(一般乗合、一般貸切)

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 輸送における安全の確保は、当社において最も優先される事項であることを全社員が深く認識し、下記の通り基本方針を定め、実践し、お客様に安全・安心で快適なサービスを提供します。

1. 常に安全を第一に、事業を推進します。
2. 常に関係法令・規則を守り、誠実に取組みます。
3. 常に運輸安全マネジメントを継続して推進します。
4. 常に輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 会社は、前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1)輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
- (2)輸送の安全の確保に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3)輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- (4)輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5)輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

2 西表島交通㈱の全従業員が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 会社は、第3条に掲げる方針に基づき、輸送の安全に関する目標を策定する。

運行中の交通事故「ゼロ」

重点項目

- | | |
|---------------|----|
| 1. 死亡事故・重大事故 | 0件 |
| 2. 後退時の接触事故 | 0件 |
| 3. アルコール違反検知率 | 0% |

(輸送の安全に関する計画)

第6条 会社は、前条により掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 経営トップは、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 会社は、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築するために、次に掲げる者を選任し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行わなければならない。

- (1)安全統括管理者
- (2)運行管理者
- (3)整備管理者
- (4)その他必要な責任者
- 2 運輸部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、本社及び営業所を統括し、指導監督を行う。
- 3 運輸部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、本社、または営業所を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大事故、災害等に対応する場合も含め、運輸部長がこれにあたる。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 安全統括管理者には、役員会において選任する。ただし、安全統括管理者が旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第47条の5に規定する要件を満たしていない場合は、当該要件を満たす者の中から運輸部長と同等以上の役職者を安全統括管理者として選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1)国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2)身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3)関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1)全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2)輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。

- (3)輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4)輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5)輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6)経営トップに対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7)運行管理が適正に行われるよう、運行管理者及び整備管理者を統括管理すること。
- (8)輸送の安全を確保するため、役職員に対して必要な教育または研修を行うこと。
- (9)その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 会社は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施しなければならない。

- (1)安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために、以下に關係する關係法令及び慣例規定について、遵守させることを確実にする。

- ①要員の確保:道路運送法
- ②施設・環境整備:道路運送車両法
- ③サービスの実施及び監視:運輸規則
- ④事故対応:道路運送法及び關係法令
- ⑤是正及び予防処置:道路交通法關係法令

- (2)上記に關連する法令及び規程については、部門長を通じて教育訓練又は朝礼等の情報伝達手段を用いて、周知させる。

關連文書:運行管理規程
整備管理規程
点呼実施要領

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 会社は、社長と運輸部門や運行管理者と乗務員等などの双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努めなければならない。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに關係者に伝え、適切な対処策を講じる。

- (1)統括運行管理者及び運行管理者は、現場の活動において、以下の情報をもって安全管理のリスクを低減するために情報を整理し、分析すると共に適宜対応策を実施する。

- ①車両整備状況
- ②気象情報に応じた対応事例
- ③道路工事情報
- ④ドライブレコーダー映像記録情報 及び ヒヤリ・ハット情報
- ⑤他社の事故情報

- (2)統括運行管理者及び運行管理者は、原則2回/年の頻度で、上記のリスクの明確化と低減活動の状況について安全統括管理者に報告する。

- (3)安全統括管理者は、トラブル及び事故の再発防止するために被害規模、被害程度を考慮して資源(費用を含む)の提供と共に社長に報告する。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップまたは社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努めなければならない。

- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、本条第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な

指示等を行う。

- 4 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

- 第14条 会社は、第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

- 第15条 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

- 第16条 会社は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置または予防措置を講じなければならない。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じなければならない。

(情報の公開)

- 第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 運輸規則47条の7に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的かつ適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを3年間保存する。

- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

付 則

この規程は、平成25年10月1日から実施する。

制定年月日 平成25年10月1日

改訂年月日 令和7年10月1日

輸送安全マネジメントシステム関連記録の管理

(1) 運輸安全マネジメントシステムが、輸送の安全の確保のために適切に運用されていることを実証するために、必要な記録を「記録リスト」に定め、管理手順は次の通りとします。

(2)「記録リスト」に“記録名”“保管期間”“保管部署”を定めます。

(3) 保管部署は、次の通りに管理する。

- ① 保管：キャビネットに保管する(PC 保管の場合＝PC の HD 内に保管する)
- ② 保護：ファイルに綴じて保護する(PC 保管の場合＝ファイルにパスワードを設定する。
- ③ 検索：ファイルに記録名称を明記するか、インデックスを付ける
(PC 保管の場合＝エクスプローラー上でファイル名を付ける)
- ④ 廃棄：保管期間を確認して、期限の過ぎているものを廃棄します。但し、保管部署が必要と判断した場合は、保管期間を延長することが出来ますが、その場合は、延長した保管期間を表示します。

記録リスト

記録名	保管期間	保管部署	備考
「輸送安全目標/計画 記入シート」	5 年	運輸部	
「ヒヤリ・ハット報告書」	5 年	運輸部	
「事故報告書」	5 年	運輸部	
「輸送安全目標 / 計画達成状況報告書」	5 年	運輸部	
「事故統計記録書」	5 年	運輸部	
「緊急連絡体制表」	5 年	運輸部	
「教育、訓練計画表」	5 年	運輸部	
「教育、訓練記録」	5 年	運輸部	
「教育、訓練実施及び資格一覧表」	5 年	運輸部	
「安全マネジメントシステム検証報告書」	5 年	運輸部	
「発生防止処置記録書」	5 年	運輸部	
「安全マネジメントシステム検証チェックシート」	5 年	運輸部	
「経営陣による確認記録書」	5 年	運輸部	
「会議録」	5 年	運輸部	